

船舶に対する衛生検査手数料（検疫法施行令別表第2より抜粋）

| 区 分 | | 手数料の額 | |
|-----------------------|---|------------------------------------|----------------------------------|
| 船舶の全部 に対する衛 生検査 | 総トン数500トンまで | 1船につき | 15,900円 |
| | 総トン数1,000トンまで | 1船につき | 25,200円 |
| | 総トン数5,000トンまで | 1船につき | 31,400円 |
| | 総トン数10,000トンまで | 1船につき | 34,800円 |
| | 総トン数50,000トンまで | 1船につき | 48,300円 |
| | 総トン数50,000トンを超 えるとき | 1船につき | 56,900円 ※貨物船にあっては、 48,300円 |
| 船舶の一部 に対する衛 生検査 | 衛生検査を行う部分が船舶の全量 の4分の1まで | 船舶の全部に対する衛生検査の手数 料の額の4分の1に相当する額 | |
| | 衛生検査を行う部分が船舶の全量 の4分の2まで | 船舶の全部に対する衛生検査の手数 料の額の4分の2に相当する額 | |
| | 衛生検査を行う部分が船舶の全量 の4分の3まで | 船舶の全部に対する衛生検査の手数 料の額の4分の3に相当する額 | |
| | 衛生検査を行う部分が船舶の全量 の4分の3を超えるとき | 船舶の全部に対する衛生検査の手数 料の額に相当する額 | |
| 証明書の交付（延長含む） | 1枚につき | 880円 | |
| | 検疫港以外の場所における検査を申請する場合の手数料の額は、この表に定め る額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の定め るところにより、検疫所の職員に支給する旅費に相当する額を加えた額とする。 | | |

※「船舶の一部に対する衛生検査」は、再検査の際に適用すること。